

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
2年-32 (2.11.25)	地域づくり 県土整備	<p>百塚古墳群の歴史的価値を鑑みての産業廃棄物最終処分場としての使用について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>恥ずかしながら、私は地元民でありながら、産廃処分場予定地が、このような歴史的価値を有することを承知していなかった。</p> <p>「水と緑と歴史のまち淀江」の住民としての自負はあったが、百塚古墳群が、5～7世紀初頭の古墳122基で構成されており、今回発掘調査されている88号墳は、現存する唯一の前方後円墳であるということ、また、現地説明会（11月21日）では、調査が進むに従って、縄文時代、狩猟のための落とし穴があった跡、すすんで、弥生時代には、柱を立てた住居跡、その後、これらの上に、この前方後円墳(26m)が、土が崩れないよう、土のうをドーナツ状に使って墳丘を造成した跡など、出土しているということを知り、それぞれ興味深く、非常に歴史的価値の高い場所であることに感銘した。</p> <p>前回の現地説明会より、より土がえぐり取られ、石室の岩や石が、無造作に、まわりに放り出されている様子を見て、何か悲しい気持ちになった。</p> <p>周囲のロケーションは、日本海の向こうに、島根半島まで見渡せ、当時はなかったであろう後ろの竹やぶの向こうには、大山が雄々とそびえている。このような美しい眺めの丘に、古代人の魂が宿っているような気がしたのは、大勢の見学者のうち、私ひとりではなかったと思う。</p> <p>あらためて、なぜ？ ここに産廃処分場を!？ という疑問がわきあがった。せめて、地下水調査の結果が出るまで、なぜストップしないのだろうか？ はじめから、事業ありき</p>	<p>河本 六美 (米子市)</p> <p style="text-align: center;">本会議(R2. 12. 17)委員長報告 会議録暫定版</p> <p>「米子市淀江町小波地区の産業廃棄物管理型処分場設置計画については、現在、第三者機関である地下水等調査会が計画地周辺の地下水の流向を明らかにするための調査を実施しているところです。</p> <p>事業主体である公益財団法人鳥取県環境管理事業センターは、この調査が終了するまでは設置許可申請書を提出しない意向を示しているほか、県としても申請があったときは、廃棄物処理法の許可基準に基づき、厳正に審査を行うこととしており、これらの状況を注視する段階にあると考えます。</p> <p>また、百塚古墳群88号墳について、県は平成21年1月から2月に米子市教育委員会が行った試掘調査による古墳の状況やこれまでの県内他地域における前方後円墳への対応を鑑み、本年2月に環境管理事業センターに対し発掘調査を行うよう通知を行ったところです。</p> <p>それに基づき、本年6月から11月にかけて調査が行われた結果、遺構が削られ、土取りなど盗掘もあるなど残存状況も良好とは言えない状況であったことから、米子市と協議の上で記録保存としたところであり、文化財保護法に照らしてその進め方に問題はないと考えます。</p> <p>土嚢積み工法の発見があったこと等から、既に、</p>	不採択 (2.12.17)

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

	<p>で調査をすすめる事業主のあせりを感じずにはおれない。</p> <p>古代の人からのメッセージを、私たちは、真しに受け止めるべきだと思う。「ここはダメ！」……。ここに眠る、この地を守り、生きてきた多くの人たちの魂の叫びに、今こそ耳を傾け、産業廃棄物処分場としての使用を見直すべきでないか？</p> <p>ふるさとは、自然は、今の現代人のためだけにあるのではないはずである。この地に暮らし、豊かな土地を守り、育んできた先祖の思いを、私たちは、次世代、未来の人たちへ、つないでいく責務があると思う。</p> <p>今こそ立ちどまって、本当に大切なことは何か、考え直していただきたく陳情する。</p> <p>▶陳情事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 百塚古墳群の場所に、産業廃棄物最終処分場をつくらないこと。 2 88号墳は遺跡として保存すべきであり、少なくとも、地下水調査の結果等が出て、計画が決定されるまでは、現状を凍結保存すること。 		<p>県は、地下水調査の結果が出るまでの間、発掘調査後の墳丘に盛土をするなど、現地で保存する方向で環境管理事業センターと調整する方針を示していること。</p> <p>以上の理由から、不採択と決定しました。」</p>
--	---	--	---